



YAMATO TRANSPORT(S) PTE.LTD.

55 Ubi Avenue 3, #02-01 Singapore 408864

1 Tel : 65954640 Fax : 62758159 Co.Reg.No : 200917434D GST.Reg.No : 200917434D

お客様各位

平成 23 年 12 月 23 日

シンガポールヤマト運輸 (株)

法人口座契約に関するルール改定のお知らせ

拝啓、貴社益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。この度弊社は、法人口座契約に関するルールを 2012 年 2 月 1 日より改定いたしますのでお知らせいたします。この改定は、『月次払い』をご利用されている既存・新規法人会社のお客様に適用されます。

敬具

記

－ 改定内容 －

1. 最低ご利用金額の設定 月額\$100 以上

『月次払い』の法人口座契約には、月額\$100 以上の最低ご利用金額が設定されます。既存法人会社のお客様に対し、過去 3 ヶ月間（2011 年 10 月から 12 月まで）のご利用金額を対象とします。月額\$100 を下回ると、2012 年 2 月 1 日以降支払いは『月次払い』から『現金』に変更となります。

2. お支払い期限の設定 請求書期日より 60 日以内

請求書期日より 60 日以上過ぎてもお支払いが済んでいない法人会社のお客様には、支払いは『月次払い』から『現金』に変更となります。

支払いが『月次払い』から『現金』に変更となった場合でも、現在お持ちの『顧客コード』は引き続きそのままご利用いただけます。宅急便コレクトをご利用のお客様には、この改定は適用されません。

今後もさらなるサービスの品質向上に向けて、法人会社のお客様に信頼され喜ばれる商品・サービスを提供してまいりますので、何卒事情をご賢察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先 シンガポールヤマト運輸お客様日本語専用ダイヤル (+65 6595-4050)